

# 令和 6 年 2 月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和 6 年 2 月 1 6 日（金曜日）

N O S A I 長野会館 6 階大会議室

午後 2 時 15 分 開会、開議

午後 3 時 32 分 閉議、閉会

出席議員（8 名）

|      |         |
|------|---------|
| 4 番  | 白鳥政徳議員  |
| 6 番  | 日 基正博議員 |
| 10 番 | 前田さき子議員 |
| 11 番 | 平林 明議員  |
| 12 番 | 有坂辰六議員  |
| 14 番 | 下出謙介議員  |
| 15 番 | 渡辺正男議員  |
| 16 番 | 上倉敏夫議員  |

欠席議員（8 名）

|      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 金子ゆかり議員 |
| 2 番  | 小泉俊博議員  |
| 3 番  | 柳田清二議員  |
| 5 番  | 下平喜隆議員  |
| 7 番  | 今井康善議員  |
| 8 番  | 丸山正昭議員  |
| 9 番  | 渋川芳三議員  |
| 13 番 | 栗生勝由議員  |

説明のために出席した者

|            |       |
|------------|-------|
| 広域連合長      | 花岡利夫  |
| 副広域連合長     | 羽田健一郎 |
| 副広域連合長     | 平林明人  |
| 事務局長       | 清水剛一  |
| 会計管理者      | 原山盛雄  |
| 業務課長       | 上條英輔  |
| 保健事業室長     | 平出邦夫  |
| 総務係長       | 久保井康典 |
| 担当係長（システム） | 佐藤俊之  |
| 財務係長       | 大塩弘嗣  |
| 資格保険料係長    | 樋口貴志  |

|           |       |
|-----------|-------|
| 担当係長（保険料） | 中村正輝  |
| 給付係長      | 宮原明日香 |
| 担当係長（給付）  | 小林幸子  |
| 保健事業係長    | 北原千奈美 |

職務のため出席した事務局職員

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 柄澤貞久 |
| 議会事務局書記 | 外谷 聡 |
| 議会事務局書記 | 井出侑里 |

議事日程

- 会期の決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸般の報告
- 一般質問
- 議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
  - 1 件上程 提案者説明
  - 質疑、討論、採決
- 議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - 1 件上程 理事者説明
  - 質疑、討論、採決
- 議案第3号 令和6年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
  - 1 件上程 提案者説明
  - 質疑、討論、採決
- 議案第4号 令和6年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
  - 1 件上程 理事者説明
  - 質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

午後 2時15分 開会

**議長（下出謙介君）** それでは、定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまのところ、出席議員数は8名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより令和6年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会をこれから開会いたします。

---

### ◎ 会期の決定

**議長（下出謙介君）** それでは、これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日１日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下出謙介君）** 異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎ 会議録署名議員の指名

**議長（下出謙介君）** 次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

４番白鳥政徳議員、１２番有坂辰六議員の２名を指名いたします。

---

#### ◎ 諸般の報告

##### ○ 現金出納検査結果及び定期監査結果

**議長（下出謙介君）** この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付いたしておりますとおり、監査委員において令和５年１０月から１２月までの各月の現金出納検査及び令和５年度定期監査が実施され、その結果について議長宛てに報告がありましたので、写しを配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎ 広域連合長あいさつ

**議長（下出謙介君）** ここで、定例会招集に当たり、花岡広域連合長から挨拶があります。

花岡広域連合長、お願いいたします。

**広域連合長（花岡利夫君）** 挨拶に先立ち、このたびの能登半島地震により亡くなられた方々に対しまして深く哀悼の意を表しますとともに、全ての被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興と住民生活の安定を心からお祈り申し上げます。

本日、２月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変御多忙の折にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

初めに、本定例会で条例改正をお願いしております保険料率改定について申し上げます。第９期財政運営期間となります令和６年度・７年度の保険料率につきましては、国から示される基礎数値に加え、本県の１人当たり医療費、被保険者数の動向及び被保険者の所得の状況等を勘案し、算定を進めてまいりました。

今回の改定は、現役世代の負担上昇の抑制を目的とした高齢者負担率の見直しや、出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者医療制度から支援する仕組みの導入といった制度改正を踏まえての算定となり、高齢者の皆様の保険料負担が増える算定結果となりました。

この制度改正の趣旨につきましては、年齢にかかわらず負担能力に応じた公平な負担を目指す改革とされており、少子高齢化が進む社会において社会保障制度の持続可能性を確保するために必要な改革であります。

今後、被保険者の皆様から御理解をいただけますよう、国や市町村とも連携し、これらの周知・広報に努めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させたマイナ保険証につきましては、昨年12月末にマイナンバー法等改正法の施行日が正式に閣議決定され、令和6年12月2日に新たな保険証の発行が終了されることになりました。

今後は施行日に向け、マイナ保険証をお持ちでない高齢者の方等に対し、確実に資格確認書の交付ができるよう準備を進めるとともに、まずは高齢者の皆様にマイナ保険証を使い始めていただき、安心して医療受診をしていただくことが大変重要であると考えておりますので、その利用促進に努めてまいります。

次に、高齢者の保健事業につきましては、令和6年度から6年間の計画期間とする第3期データヘルス計画を策定いたしました。第3期データヘルス計画では、第2期までの計画期間における成果と課題を精査し、医療関係団体の皆様や77市町村担当課の皆様から御意見をお聞きしながら、今後、各市町村において保健事業に取り組んでいただく上での指標となる、新たな目標値を設定いたしました。

引き続き、高齢者の皆様のさらなる健康寿命の延伸に向けて、健康・医療データの分析を行い、効果的な保健事業の実施を市町村の皆様と共に推進してまいります。

本日提出いたしました案件は、後期高齢者医療に関する条例の一部改正条例及び令和6年度一般会計・特別会計予算等、計4件であります。詳細につきましては別途御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。

---

## ◎ 一般質問

**議長（下出謙介君）** それでは、日程に従い一般質問に入ります。

通告がありましたので、順次質問を許します。

15番渡辺正男議員、お願いいたします。

**15番（渡辺正男君）** 15番渡辺正男です。それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

主題、誰もが安心して医療が受けられる制度の確立を目指して。

この後、大項目が二つありますが、一つずつ再質問を行い、質問が済んだ後で2番、3番と進んでいきたいと思います。

1. 後期高齢者医療の現状分析と第9期保険料算定の考え方は。

（1）医療費の動向と全国比較は。

（2）第9期保険料をどう算定したか。

①増加要因は。

②出産育児支援金をどう考えるか。

③増加抑制にどう取り組んだか。

④保険料の全国比較は。

（3）「こども・子育て支援金」の動向は。

1番は以上です。

**議長（下出謙介君）** 上條業務課長。

**業務課長（上條英輔君）** 後期高齢者医療の現状分析と第9期保険料算定の考え方は、に関する質問についてお答えします。

（1）医療費の動向と全国比較は、についてですが、全員協議会での報告事項の資料4で御説明を申し上げましたが、総医療費及び1人当たり医療費は、被保険者数の増加もあり、毎年増加傾向にあります。

令和6年1月に国保中央会が公表した後期高齢者医療費速報値によりますと、全国の令和5年度上半期総医療費は約9兆2,088億円となり、前年同期比6.0%の大幅増となっております。また、1人当たり医療費の全国平均は47万6,745円で、前年同期比2.2%の増となっています。全国の被保険者数については、令和5年9月末で1,932万人となり、前年同期比3.7%の増となっています。1人当たり医療費の伸びに加え、団塊の世代が75歳を迎え、被保険者数が大きく増加していることが総医療費増加の要因となっていると考えております。

長野県の状況としましては、令和5年度上半期総医療費は約1,586億円で、前年同期比4.4%の増、1人当たり医療費は42万6,044円で、前年同期比1.6%の増となっています。長野県の令和5年9月末の被保険者数は37万2,249人で、前年同期比2.7%の増となっています。長野県でも全国と同じような傾向であり、1人当たり医療費の伸びや団塊世代の被保険者数の増加が総医療費増加の主な要因だと考えております。

（2）第9期保険料をどう算定したかの①増加要因は、について、要因は主に3点あると考えています。

まず一つ目が、現役世代からの支援金である後期高齢者交付金の減少です。後期高齢者医療にかかる費用は、約5割を国や県などが負担し、残り半分のうち4割を現役世代からの支援金で負担し、約1割を保険料として後期高齢者が負担する仕組みです。この現役世代からの支援金は、国が算定する後期高齢者負担率によって決まっており、負担率が高くなると後期高齢者が保険料として負担する部分が増え、逆に現役世代からの支援金が減少します。今回は制度改正や高齢者人口の増加により、後期高齢者負担率が12.67%となり、前回と比べて0.95ポイント増加しました。これにより前回の後期高齢者負担率で算定した場合と比較して60.4億円、現役世代からの支援金が減少するため、後期高齢者の負担が増加します。

二つ目が、出産育児支援金です。制度改正により今回の算定から新たに費用として盛り込まれましたが、2年間で5億円の負担となる見込みです。

三つ目が、医療の高度化などによるものと思われる1人当たり医療費の増加です。対前年度比で1.2%の増加を想定しています。

次に、②出産育児支援金をどう考えるかについてお答えします。出産育児支援金は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月に公布されたことにより、新たに設けられました。出産費用が年々上昇していることから、令和5年4月より、保険者が出産の費用として給付する出産育児一時金がそれまでの42万円から50万円に引き上げられ、その費用の一部を後期高齢者医療でも負担することになります。持続可能な社会保障制度を構築するために、現役世代だけでなく全世代で子育てを支援するための仕組みとして出産育児支援金が設けられたものと受け止めています。

次に、③増加抑制にどう取り組んだかについてお答えします。保険料の増加抑制については、決算剰余金の活用と、長野県が管理している後期高齢者医療財政安定化基金からの拠出により、増加抑制を図ることを考えています。まず決算剰余金の活用についてですが、前回の保険料算定時の48.8億円を上回る50億円を活用する予定です。また、後期高齢者医療財政安定化基金につきましては、前回の保険料算定時には活用していませんでしたが、今回は大幅な保険料の増加が見込まれることから、基金の活用を行うことを考えています。

この基金は、急激な医療費増加などに備えることを主な目的としており、国の通知に準拠し、特定期間の賦課総額の3%を最低限確保することとしています。現在の基金残高は約34億円ありますが、確保しておくべき金額が21億円となりますので、34億円から21億円を引いた13億円が今回活用できる金額になるものと考えています。

増加抑制を行わない場合の単年の1人当たり保険料は7万8,053円と試算されますが、こうした増加抑制策を行うことにより、1人当たり保険料は7万1,550円に圧縮され、金額で6,503円、割合で8.33%増加抑制することができます。

次に、④保険料の全国比較は、についてお答えします。今回試算した保険料の増加については、国の制度改正が主な要因でありますので、長野県だけでなく全国的に保険料が上昇している状況です。全国順位につきましては、前回の保険料算定時における1人当たり保険料は6万3,125円で全国35位でしたが、議決前の暫定値となりますが、今回の算定における1人当たり保険料は7万1,550円で全国35位と、前回の算定時と同じ水準の全国順位となる見込みです。

(3)「こども・子育て支援金の動向」についてお答えします。令和5年12月に、こども大綱とこども未来戦略が閣議決定されました。少子化対策を強化していくとともに、少子化対策を支える安定的な財源として、こども・子育て支援金の制度の創設が検討されています。支援金の規模は今後決まっていくとのことですが、歳出改革と賃上げで社会保険負担の軽減を図り、軽減効果の範囲内で企業や高齢者を含めた全世代が子育て世代を支える仕組みとして、支援金の制度が構築されます。具体的な制度としては、後期高齢者医療を含む医療保険者が被保険者から保険料と合わせて支援金を徴収し、国に納める仕組みとしています。

毎年、当広域連合も所属している全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に要望書を提出しており、少子化対策の安定財源確保のために支援金制度を構築し、社会保険料に支援金を上乗せ負担する方法も検討されているが、これは後期高齢者にさらなる負担を求めることになるため、ほかの方策を検討することと令和5年11月15日の秋要望で要望しております。いずれにいたしましても後期高齢者医療制度の運営に影響することから、今後も国の動向を注視してまいります。

**議長（下出謙介君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** それでは、時間もあまりありませんけれども、再質問をさせていただきます。保険料の全国比較のところですけども、1人当たりの医療費に対して保険料の比率はどのぐらいになるのか、先ほど全員協議会でも長野県は平均寿命が長くて健康で活動できる年数も全国的にかなり長いという報告がありました。したがって医療費も全国と比べると、若干上がってきているとはいえ、低い県だと思います。

その中で、かかっている医療費に対して保険料は何%を占めるかという、この比率の全



国比較、もしそういった比較ができるようでしたら、その数字を示してもらえばいいんですけれども、そのように比較したものはありますか。

**議長（下出謙介君）** 清水事務局長。

**事務局長（清水剛一君）** 私どもが承知している限りでは、そういった比較というのはちょっと聞いておりません。おっしゃるとおり以前から、長野県は1人当たり医療費が低いのに保険料はどうなんだというのは、我々も検討する部分がありまして、いろいろ検討はしてみたんですけれども、単純に1人当たり医療費というか医療費が少ないから保険料が低いというわけではなく、例えば、こういった言い方が正しいかわかりませんが、所得の状況によりまして、所得の低い県の保険料というのはどうしても低く設定されることになります。そこは国で調整をしておりますので、そういったものも絡んで保険料が決まっておりますので、単純に1人当たり医療費が低いから保険料も低い、あるいは1人当たり保険料が高いから保険料が高いとはなりませんので、これはまた研究をさせていただきたいと思います。

**議長（下出謙介君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** この大項目1番についてもう一つお願いしたいんですが、先ほど触れられました、全国協議会の要望書の子ども・子育て支援金のところについて、高齢者の負担を求めることになるために他の方策を検討することというお話もありましたが、この子育て支援金については意見がついておりまして、先ほどの出産・育児一時金の後期高齢者負担についても、激変緩和措置について、中間所得層の保険料で補填すべきものではないと言って、国の責任で財政措置することというふうに意見がついています。

その辺は私も十分理解しますし、先ほどの子ども・子育て支援金等は2年後という話になりますけれども、しっかりと動向を見守っていただいて、国に対して言うべきことはしっかりとっていただきたいと思いますし、高齢者の皆さんが狙い打ちになっているような窓口2割負担の増加や、子育て支援金については、3割負担の皆さんを増やすようなことを約束されて、全体で1兆円というような、とんでもない負担の中心に高齢者になっていくような動きだと感じておりますので、今後しっかりと動向を見守っていただきたいと思いますけれども、その辺について、お願いします。

**議長（下出謙介君）** 上條業務課長。

**業務課長（上條英輔君）** ただいま渡辺議員からお話いただいた内容で、私どもも国のほうにも要望していくべき事柄として承知しておりますので、それはしっかりと国の動向を見ながらお願いすべきところをさらに強くお願いしていききたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（下出謙介君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** それでは、大項目の2番のほうに移らせていただきます。

2. マイナンバーカード保険証利用の現状と今後の取り組みは。

- (1) カード交付率と全国順位は。
- (2) マイナ保険証利用率の推移は。
- (3) 医療機関・薬局等の対応は。
- (4) 紙の保険証廃止にどう対応するか。

**議長（下出謙介君）** 上條業務課長。

**業務課長（上條英輔君）** マイナンバーカード保険証利用の現状と今後の取り組みは、に関する質問についてお答えします。

（１）カード交付率と全国順位は、についてですが、長野県における75歳以上の方のマイナンバーカード交付率と全国順位の状況を12月末現在の数字で申し上げますと、全国平均が83.1%に対して長野県は77.3%となっており、全国順位は41位となっております。

次に、（２）マイナ保険証利用率の推移は、についてお答えします。令和6年1月19日に開催された第174回社会保障審議会医療保険部会において示されたオンライン資格確認利用状況に関する資料により御説明いたします。こちらでは、令和5年1月から12月までの間に医療機関や薬局で、紙の保険証またはマイナ保険証を使用してオンライン資格確認システムにより被保険者の窓口負担割合などの資格情報を確認した件数及びその資格確認をした件数のうちマイナ保険証を利用した件数が月別で示されています。

令和5年1月にオンライン資格確認システムを利用した資格確認件数は約8,034万件で、このうちマイナ保険証を利用した資格確認件数は約122万件でしたので、マイナ保険証利用割合は1.5%でした。

そして、令和5年4月にはオンライン資格確認の導入が原則義務化された影響もあってか、オンライン資格確認システムを利用した資格確認件数は約1億3,165万件まで増加し、同月のマイナ保険証を利用した資格確認件数についても約829万件に増加し、利用割合は6.3%と増加しました。

その後、オンライン資格確認システムを利用した資格確認は増加傾向が続き、令和5年12月は約1億7,781万件となりましたが、マイナ保険証を利用した資格確認件数は5月の約853万件をピークに7月以降は700万件台で推移し、12月は約763万件にとどまり、利用割合は4.3%となっています。

次に、（３）医療機関・薬局等の対応は、についてお答えします。令和6年2月4日時点のマイナ保険証を利用したオンライン資格確認システムを運用している県内の医療機関は、病院が98.4%、医科診療所が92.1%、歯科診療所が85.6%、薬局が96.6%となっており、全体では91.7%の医療機関及び薬局でマイナ保険証を利用できる状況となっております。なお、全国平均は90%となっており、長野県は全国平均を1.7%上回っている状況です。

次に、（４）紙の保険証廃止にどう対応するかについてお答えします。政府は昨年12月22日、現行の紙の保険証を廃止する関連法の施行期日を令和6年12月2日とする閣議決定をしました。このことに伴い、令和6年12月2日以降に75歳となる方に対しては紙の保険証を交付せず、マイナ保険証または資格確認書を使用して医療機関などを受診していただくことになります。

既にマイナ保険証を利用されている方には、75歳となる前月中にお住まいの市町村から「資格情報のお知らせ」という通知書を送付します。このお知らせは、マイナ保険証のみでは自分の資格情報が分からないため、一部負担金の割合や有効期限が記載されているものです。

また、マイナ保険証を持っていない方には、当分の間申請によらず現行の紙の保険証と同等の機能を持つ資格確認書が交付されますので、現在と同じように医療機関へ受診することができます。



なお、令和6年8月には例年同様に紙の保険証の定期更新を行います。この保険証は12月2日に紙の保険証が廃止された後も、有効期限である令和7年7月31日までは現在と同じように使用ができます。

先ほど医療機関や薬局の対応のところでも申し上げましたとおり、現在9割を超える医療機関などでマイナ保険証を利用できます。マイナ保険証は、住所を変更してもそのまま利用できますし、1か月当たりの医療費の上限を定める自己負担限度額情報を医療機関などへ提供することに同意すれば、手続きすることなく限度額以上の窓口負担をしなくて済むようになり、便利で経済的負担も抑えることができる保険証です。まずは一度、医療機関などを受診する際に御利用いただきたいと思いますと考えております。

広域連合といたしましては、市町村と協力してマイナ保険証の利便性の周知・広報を引き続き行い、その利用促進に努めて参ります。

**議長（下出謙介君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** まず、マイナ保険証の利用率についてなんですが、新聞報道等では8か月連続で利用率が下がっている。あるいは国家公務員の皆さんの利用率は4.3%しかないという報道がされております。国民の皆さん、マイナ保険証については受け入れていないんですね。強引に紙の保険証をなくそうとしていますけれども、国民の合意は得られていないという状態だと思います。

それで、先ほどの利用率の計算についてなんですけれども、オンライン確認できた分のマイナ保険証がパーセントで示されているんですね。オンライン資格確認していないマイナ保険証も、ここに入っているんですか入っていないんですか。

**議長（下出謙介君）** 上條業務課長。

**業務課長（上條英輔君）** お答えします。渡辺議員のお考えのように、その数は入っておりません。

**議長（下出謙介君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** ですので薬局で薬をもらったりする場合などは、実際にもう病院で確認が取れておるから、そこで改めては取らないですね。分母がそういうふう実際にマイナ保険証でオンライン確認ができた場合という率なんですね。ですから、そこから紙の保険証で資格確認したものは入っていないので、実質は2%程度しかマイナカードが利用されていないというのが実態だと思います。

それで、マイナンバーカードのトラブルについて報告とか、管内ではございますでしょうか。

**議長（下出謙介君）** 上條業務課長。

**業務課長（上條英輔君）** 医療機関でのトラブル等があったかということについて質問があったかと思いますが、昨年最初、マイナ保険証の導入が始まった夏ぐらいまでは、病院から問合せが来たり、資格の情報を教えてほしいとか、そういった電話での問合せはありましたが、徐々に精査が進みまして、最近につきましては医療機関からの問合せはほとんどなくなりました。

**議長（下出謙介君）** 渡辺議員。

**15番（渡辺正男君）** 時間がもうございませんので、今後マイナ保険証の扱いについて、紙の保険証がなくなってしまうことでのトラブルがないように、しっかりとまた資格確認

書の発送とか広報、周知に、しっかりと努めていただきたいと思います。

まだまだマイナ保険証について言いたいことはたくさんあるんですが、時間がございませんので、今回は私の一般質問はここで終わらせていただきます。

**議長（下出謙介君）** これで、15番渡辺正男議員の質問が終了いたしました。

以上で一般質問が全て終了いたしました。

---

#### ◎ 議会第1号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

**議長（下出謙介君）** それでは、引き続き議事に入ります。議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで理事者の説明を求めます。

上條業務課長。

**業務課長（上條英輔君）** 議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度の保険料率を定めるなど、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、令和6年度・令和7年度の保険料率について、現行から所得割率0.0945、被保険者均等割額4万4,365円と定めるとともに、同法施行令が一部改正され本年4月1日から施行されることに伴い、保険料の賦課限度額を80万円に引き上げます。

被保険者均等割額の軽減判定所得について、5割軽減の基準額を29万5,000円に、2割軽減の基準額を54万5,000円に引き上げて、軽減対象者の拡充を図るものでございます。また、附則には保険料率改定における激変緩和措置について記載しています。その他については、医療保険制度改革などに伴い条文の整備を行うものでございます。

以上、条例の議案説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（下出謙介君）** 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入りますが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下出謙介君）** ないようでございますので、質疑なしと認めます。

討論ございませんか。

10番前田きみ子議員。

**10番（前田きみ子君）** ただいま上程されております議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

保険料率の改正等について、均等割では現行、令和4年・5年度では4万907円、改正後、令和6年・7年度は4万4,365円と、3,458円の増加です。被保険者の生活実態を十分考慮し、前回を上回る決算剰余金の活用と財政安定化基金の拠出を受けることで、保険料率の増加抑制を図ったという説明がありました。

令和6年度は介護保険報酬の改定、診療報酬の改定、障害者の改定等、改定の年であります。物価高騰、何もかもが値上がりする中での後期高齢者の保険料率の改定があります。

また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の名の下に、出産一時金が新規に入っていました。

このように、以上のことから議案第1号について、値上げがあるということで反対いたします。以上です。

**議長（下出謙介君）** ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下出謙介君）** これで討論を終結し、これから採決に移らせていただきます。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手をお願いします。

〔多 数 挙 手〕

**議長（下出謙介君）** ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎ 議会第2号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

**議長（下出謙介君）** 次に、議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水事務局長。

**事務局長（清水剛一君）** 議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

会計年度任用職員の給与等について、例によることとされている長野市職員の給与に関する条例が、県人事委員会勧告に基づいて令和5年12月に改正されたことから、当広域連合の会計年度任用職員につきましても令和6年1月1日から改定後の給与表が適用できるように、本条例を改正するものです。

その他、この条例改正に合わせまして、若干の条文の文言の整備をいたします。

以上、議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

**議長（下出謙介君）** 以上で説明は終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番渡辺正男議員。

**15番（渡辺正男君）** 15番渡辺正男です。会計年度任用職員の給与の改定についてですけども、先ほどの全協でも説明いただきましたが、総務省から令和5年5月2日付、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知ということで、会計年度任用職員の給与について本年、これは昨年のことになりますが4月1日に遡及して改定し、改定差額を支給するよう要請ということで出ています。

それともう一つは、これは今回、関係ないかもしれませんが、新年度、勤勉手当の支給について、会計年度任用職員の皆さんにも支給できるように、勤勉手当を適切に支給するよう助言ということで、これも昨年、令和5年6月9日付、総務省自治行政局公務員部長通知が出ています。

この辺を財政措置も含めて国のほうで通知が出ているということですが、これをこの条例改正でどの程度考慮、反映されて改正を行ったのか、その辺をお聞きしたい。

**議長（下出謙介君）** 清水事務局長。

**事務局長（清水剛一君）** 先ほど全員協議会の折にも御説明申し上げましたけれども、総務省からの通知については十分承知をいたしております。通知が出ているわけでございますけれども、私どもの広域連合の運営に当たりまして、その財源、特に事務的な経費につきましては、主に市町村の皆さんからの事務費負担金を充てております。そういったことを鑑みまして、広域連合を運営していくに当たっては、77市町村の皆様方のありようといいますか、運営等に準じていくことが基本ではないかということで、これまで様々な分野においてもそういった形を取っています。

ですので、特に給与については広域連合の事務所がございます長野市の条例等に沿っている部分が非常に多いので、そこを参考にしていきたいと考えております。

それから、勤勉手当の部分についても承知をしているわけでございますけれども、これにつきましても来年度以降、77市町村の皆様方の動向、こういったものを見ながら検討させていただきたいと考えてございます。

**議長（下出謙介君）** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下出謙介君）** それでは質疑なしと認め、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下出謙介君）** 討論なしと認めます。これで討論を終結し、採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の皆さんは挙手をお願いいたします。

〔全 員 挙 手〕

**議長（下出謙介君）** ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎ 議会第3号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

**議長（下出謙介君）** 次に、議案第3号 令和6年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

ここで理事者の説明を求めます。

清水事務局長。

**事務局長（清水剛一君）** 議案第3号 令和6年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明を申し上げます。一般会計予算の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条、予算総額は歳入歳出それぞれ11億2,832万円と定め、第2条、一時借入金借入れの最高額は8,000万円と定めるものでございます。

2ページの第1表歳入歳出予算をお開きいただき、歳入を御覧ください。計上しております額は、1款分担金及び負担金は9億8,900万7,000円、2款国庫支出金は30万2,000円、3款繰越金は1億3,900万9,000円、4款諸収入は2,000円でございます。

次に、3ページの歳出を御覧ください。1款議会費は83万円、2款総務費は3億1,686

万4,000円、3款民生費は8億541万8,000円、4款公債費は20万8,000円、5款予備費は500万円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明申し上げます。黄色い中表紙の一般会計予算説明書8ページ、9ページの歳入を御覧ください。

1款分担金及び負担金は9億8,900万7,000円で、広域連合を構成する77市町村からの事務費負担金でございます。

2款国庫支出金は30万2,000円で、特別調整交付金でございます。

3款繰越金は1億3,900万9,000円で、4款諸収入は2,000円を計上してございます。

次に、歳出予算の明細を御説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目議会費は83万円で、右側でございますように、議会運営に係る1節議員報酬、8節費用弁償等でございます。

2款1項1目一般管理費は3億1,651万7,000円で、右側でございますように、1節会計年度任用職員報酬、3節時間外勤務手当、12ページ、13ページに参りまして、13節事務室賃借料、18節派遣職員給与費等負担金が主なものでございます。

2目公平委員会費は4万8,000円で、委員報酬、費用弁償でございます。

2項1目選挙管理委員会費は11万4,000円で、委員報酬、費用弁償、会場使用料等でございます。

3項につきまして、14ページ、15ページに参りまして、1目監査委員費は18万5,000円で、委員報酬、費用弁償等でございます。

3款1項1目老人福祉費は8億541万8,000円で、特別会計繰出金でございます。

4款1項1目利子は20万8,000円で、一時借入金を借り入れた場合の支払利子でございます。

5款1項1目予備費は500万円を計上してございます。

続きまして、給与費明細書を説明申し上げます。16ページをお開きください。特別職は計57人分で、給与費104万7,000円を計上してございます。17ページに参りまして、一般職30人を対象に、給与費の合計で1,997万9,000円を計上してございます。

続きまして、20ページから23ページを御覧ください。市町村負担金一覧表でございます。表題にございますように、均等割10%、人口割45%、高齢者人口割45%で、各市町村の負担金額を算出した表でございます。

以上、一般会計予算の議案の説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（下出謙介君）** 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下出謙介君）** 特にないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下出謙介君）** 討論なしと認めます。以上で討論を終結し、採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。



[全 員 起 立]

**議長（下出謙介君）** ありがとうございました。全員賛成と認め、よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議会第4号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

**議長（下出謙介君）** 続けます。次に、議案第4号 令和6年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

ここで理事者の説明を求めます。

清水事務局長。

**事務局長（清水剛一君）** 議案第4号 令和6年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

特別会計予算の1ページを御覧ください。第1条、予算総額は歳入歳出それぞれ3,169億3,634万円と定め、第2条、一時借入金借入れの最高額は100億円と定め、第3条、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項の間の経費の金額を流用できることとするものでございます。

2ページの第1表歳入歳出予算をお開きください。歳入を御覧ください。計上しております額ですが、1款市町村支出金は592億4,920万3,000円、2款国庫支出金は1,029億7,060万8,000円、3款県支出金は268億4,989万4,000円、4款支払基金交付金は1,231億7,811万1,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金は1億2,608万5,000円、6款繰入金は8億541万8,000円、7款繰越金は35億円、8款諸収入は2億5,702万1,000円でございます。

次に、3ページ、歳出を御覧ください。1款総務費は9億9,113万6,000円、2款保険給付費は3,114億8,509万1,000円、3款特別高額医療費共同事業拠出金は2億3,469万5,000円、4款支払基金拠出金は2億5,300万円、5款保健事業費は16億7,497万5,000円、6款公債費は1,294万4,000円、7款諸支出金は2,764万3,000円、8款予備費は22億5,685万6,000円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明申し上げます。黄色い中表紙の特別会計予算説明書8ページ、9ページをお開きください。

1款市町村支出金は592億4,920万3,000円で、療養給付費などに充てるための保険料、保険基盤安定分及び療養給付費負担金でございます。

2款国庫支出金は1,029億7,060万8,000円で、1項国庫負担金は療養給付費及び高額医療費に係る負担金761億7,326万8,000円、2項国庫補助金は1目の調整交付金から3目の災害臨時特例補助金までの267億9,734万円を計上してございます。

3款県支出金は268億4,989万4,000円で、療養給付費及び高額医療費に係る負担金でございます。

4款支払基金交付金は1,231億7,811万1,000円で、療養給付費に係る現役世代からの支援金でございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金は1億2,608万5,000円で、特に高額な医療費について財政調整のため交付されるものでございます。

6款繰入金は8億541万8,000円で、一般会計からの繰入金であります事務費に充てる財原でございます。

7 款繰越金は35億円を計上してございます。

10ページ、11ページに参りまして、8 款諸収入は 2 億5,702万1,000円で、1 項延滞金、加算金及び過料1,000円、2 項預金利子40万円並びに 3 項雑入は第三者納付金など 2 億5,662万円を計上してございます。

続きまして、歳出予算の明細を御説明申し上げます。12ページ、13ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費は 9 億9,113万6,000円で、後期高齢者医療制度を運営するための事務経費でございます。主なものは、右側説明欄にございますように、11節通信運搬費、12節電算処理システム運用委託料、国保連合会業務委託料、13節クラウドサービス利用料及び18節国保連合会負担金でございます。

14ページ、15ページに参りまして、2 款保険給付費は3,114億8,509万1,000円で、1 項療養諸費は、1 目療養給付費から 4 目審査支払手数料までの3,066億8,979万1,000円、2 項高額療養諸費は、1 目高額療養費及び 2 目高額介護合算療養費の35億5,510万円を計上してございます。3 項その他医療給付費は、1 目葬祭費及び 2 目傷病手当金の12億4,020万円を計上しております。

3 款 1 項 1 目特別高額医療費共同事業拠出金は 2 億3,452万6,000円で、1 件400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分について、全国の広域連合が拠出して財政調整するものでございます。2 目特別高額医療費共同事業事務費拠出金は16万9,000円で、事務費に係る拠出金でございます。

4 款につきまして、16ページ、17ページをお願いいたします。1 項 1 目出産育児支援金は 2 億5,300万円で、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、令和 6 年度から拠出が始まるものでございます。

5 款 1 項 1 目健康診査費は 8 億9,036万7,000円で、歯科口腔健診事業業務委託料及び市町村が実施する健康診査事業に対する補助金等でございます。

2 目その他健康保持増進費は 7 億7,017万5,000円で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託料等でございます。

2 項 1 目医療費適正化推進事業費は1,443万3,000円で、重複・頻回受診者等指導業務委託料及びフレイル予防等指導事業委託料でございます。

6 款 1 項 1 目利子は1,294万4,000円で、一時借入金を借り入れた場合の支払利子でございます。

7 款 1 項につきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。1 目保険料還付金は 2,757万2,000円で、過誤納金を還付する場合の償還金でございます。

2 目還付加算金は 7 万円で、還付に期間を要した場合の加算金でございます。

3 目償還金は、一部負担金の負担相違に係る差額返納金などとして、科目存置1,000円を計上してございます。

8 款 1 項 1 目予備費は22億5,685万6,000円を計上しております。

続きまして、20ページをお開きください。給与費明細書を御説明申し上げます。一般職の計 3 人分でございます。給与費1,001万8,000円を計上してございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。市町村負担金一覧表でございます。療養給付費負担金及び保険料等負担金は、いずれも療養給付費などに充てるためのもので

ございます。療養給付費負担金は、各市町村の被保険者の療養費のうち、現役並み所得者の給付費を除いた一般被保険者の給付費の12分の1に相当する額でございます。保険料等負担金は、各市町村の被保険者から徴収する保険料（B）と、低所得者などの保険料軽減賦課に係る保険基盤安定分（C）、これの合計額になってございます。77市町村の負担金額は記載のとおりでございます。

以上、特別会計予算の議案の説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（下出謙介君）** 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番渡辺正男議員。

**15番（渡辺正男君）** 1点お願いいたします。歳入の特別8ページ、9ページになりますが、2款国庫支出金の2項国庫補助金、特別調整交付金のところのインセンティブ交付金が2億1,685万9,000円とありますが、このインセンティブ交付金は、どのようなことを見込んで計上しているのかということ、また、今まではマイナ保険証の利用率が上がらないということ、これも結局、薬局や医療機関に対してインセンティブを与えていって、また被保険者の皆さんにも、このインセンティブ交付金で実績を評価するというようなことで国がやっております。

例えば医療機関では窓口で保険証をお持ちですかと聞くからマイナ保険証を出さないといういちゃもんをつけまして、マイナンバーカードをお持ちですかと声をかけろという号令が出ているかと思います。それで利用率、利用の実績が上がってくれば要は補助金等をたくさんあげますよというようにされたかと思ひますし、保険者に対しては被保険者に働きかけ、そして2月末までにマイナ保険証の利用率の目標を設定して、その達成のためにどのぐらい頑張っているかで、インセンティブ交付金を交付するとなっているかと思ひますけれども、私が先ほど申し上げました特別会計9ページのインセンティブ交付金の歳入の部分ですが、これにマイナンバーカードの活用の利用促進を行ったことによるインセンティブは含まれておりますでしょうか。それ以外のインセンティブについても、どのように見込んでいるか伺います。

**議長（下出謙介君）** 平出保健事業室長。

**保健事業室長（平出邦夫君）** ただいま御質問いただいた件についてお答えさせていただきます。インセンティブ交付金につきましては、広域連合における被保険者に対する、予防ですとか健康づくりの取組や、医療費適正化の事業実施というものの推進を支援するといったものでございます。積極的な取組をしている広域連合に対して、取組の状況に応じて保険者インセンティブ分として交付されるものでございます。

具体的には、全国で100億円の予算枠がございまして、その枠の中で事業の実施に係るそれぞれ指標がありまして、例えば健診ですとか歯科健診事業の実施状況、それから一体的実施事業の取組状況ですとか、あとアウトカム指標というものがございまして、1人当たり医療費が全国的にどうかとか、そういったことで配点、点数づけをされまして、その点数と被保険者数に基づいて交付金が交付されるというものです。

今御指摘いただきました予算額には、まだマイナンバー関係のインセンティブに係るも

のは含まれておりません。今、国のほうでは、7年度分の保険者インセンティブの中にそういった指標も加えて評価をしていこうということで検討されています。ですので、この6年度分については実際には令和4年度の実績ですとかそういったものを評価したのになりますので、現在、御指摘のものについては、こちらに含まれていなくて、今、国のほうで検討がされているという状況でございます。以上でございます。

**議長（下出謙介君）** 15番渡辺正男議員。

**15番（渡辺正男君）** 実績に応じて翌年とか翌々年の交付金に評価されるということなのですが、先ほど私申し上げましたマイナ保険証の働きかけ、利用率を上げるためにどんな努力をしているかというのは、2月末までに保険者が実施状況を報告しろみたいな連絡が来ているというふうに聞くんですが、それは間違いないですか。

**議長（下出謙介君）** 上條業務課長。

**業務課長（上條英輔君）** お答えします。マイナンバーカード利用の目標値という意味合いで国から目標を設定するようにという通知は来ておりまして、利用率を現状からどのくらいの目標を持つかという問いは、今月末までに回答するようになっておりますが、今その利用率について国で言っているのは、医療機関と保険者も協力していくことが、利用率を向上させるには欠かせないとのことでしたので、一概に我々だけの希望観測的な利用率というものは設けられないと思っておりますので、慎重に考えて報告していきたいと思っております。

**議長（下出謙介君）** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下出謙介君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

10番前田きみ子議員。

**10番（前田きみ子君）** 議案第4号に反対討論をいたします。第1号に反対討論した内容と理由は同じであります。支払基金拠出金、出産支援金等が、2億5,000万円等、出ているというふうな、そのような理由です。議案第4号については反対の立場です。以上です。

**議長（下出謙介君）** ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下出謙介君）** 討論なしと認めます。これで討論を終結し、これから採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立を求めます。

〔多 数 起 立〕

**議長（下出謙介君）** ありがとうございます。賛成者多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議長（下出謙介君）** 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで定例会の閉会に当たり、花岡広域連合長から挨拶があります。

花岡広域連合長。

**広域連合長（花岡利夫君）** 2月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。本日提出いたしました案件につきまして、原案のとおり御決定をいただき、誠にあり

がとうございました。厚く御礼申し上げます。

本日御決定いただきました新保険料率につきましては、被保険者の皆様の御理解を得られるよう十分周知を図り、円滑な事業運営に努めてまいります。また、本年12月に予定されております、マイナ保険証への移行につきましても、高齢者の皆様が引き続き安心して医療機関に受診できますよう、準備を進めてまいり所存でございます。

暦の上では、はや立春も過ぎ、余寒厳しい中にも春の訪れがそこかしこに感じられる頃となりました。各市町村におかれましては、予算議会が控えておりますので、議員の皆様には健康に十分御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の挨拶とします。どうもありがとうございました。

**議長（下出謙介君）** 円滑な運営に御協力いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 3時32分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長      下出 謙介

署名議員      白鳥 政徳

署名議員      有坂 辰六